

# 南三陸町第 3 次総合計画

(素案)

南三陸町

# 目次

総論	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画策定に向けた取組	2
4 計画の構成と期間	3
<b>第1編 本町を取り巻く情勢</b>	<b>4</b>
第1章 本町の概況	4
第2章 経済・社会動向	7
第3章 町民意向	11
第4章 まちづくりの課題	16
<b>第2編 基本構想</b>	<b>18</b>
第1章 まちの将来像とまちづくりの理念	18
第2章 人口・経済等の見通しと目標	21
第3章 リーディングプロジェクト	25
第4章 施策の大綱	27
<b>第3編 基本計画</b>	<b>28</b>
<b>基本政策Ⅰ 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり 【産業・経済】</b>	
1 農林業の振興	28
2 水産業の振興	30
3 観光業の振興	32
4 商工業の振興	33
5 雇用・起業対策	34
<b>基本政策Ⅱ 心豊かな人と文化を育むまちづくり 【教育・文化】</b>	
1 学校教育の充実	35
2 生涯学習の推進	37

3	スポーツの振興	38
4	文化の継承と創造	39
<b>基本政策Ⅲ 健康で楽しく暮らせるまちづくり 【健康・福祉・子育て】</b>		
1	健康づくりの推進	40
2	地域医療の充実	41
3	高齢者福祉の推進	42
4	障がい者福祉の推進	43
5	子育て支援の充実	44
6	地域福祉の充実	45
<b>基本政策Ⅳ 安全・安心なまちづくり 【環境・暮らし・防災】</b>		
1	生活環境の整備	46
2	交通ネットワークの充実	48
3	資源循環型社会の形成	49
4	消防・防災の充実	51
5	交通安全・防犯対策の推進	53
<b>基本政策Ⅴ 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営 【連携・協働】</b>		
1	協働のまちづくりの推進	54
2	交流・人権文化の推進	56
3	広域連携の推進	57
4	適切な行財政運営	58

# 総論

## 1 策定の趣旨

南三陸町（以下「本町」という。）では、平成 28 年（2016 年）3 月に「南三陸町第 2 次総合計画」を策定し、令和 7 年度（2025 年）までを計画期間として、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興の歩みを更に進展させ、復興のその先を見据えたまちづくりを推進してきました。

令和 4 年度（2022 年）には、本町の復興事業の集大成として、市街地の賑わいと新たな観光・交流拠点となる道の駅「さんさん南三陸」がオープンするなど、これまで取り組んできた復旧・復興事業の完遂に伴い、復興後の新たなステージへの一歩を踏み出したところです。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化、SDG s<sup>\*</sup>や脱炭素社会<sup>\*</sup>への世界的な関心の高まり、デジタル技術<sup>\*</sup>の急速な社会実装の展開、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済社会への影響など、社会経済情勢はめまぐるしく変化が進み、これらへの対応が今後のまちづくりにおいても急務となっています。

こうした諸課題等への対応に向けて、行政と町民が連携して本町の特性に合った各種施策を前倒して展開していくため、令和 6 年度（2024 年）を初年度として、まちづくりの新しいステージとなる 10 年間のまちづくりの指針「南三陸町第 3 次総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本町の目指すべき将来像と理念を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

このため、各分野の施策は、本計画で示す方針などに照らし、個別に具体的な計画を立てながら実施することになります。

※SDG s : Sustainable Development Goals の略。貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界の共通目標のこと。

※脱炭素社会：地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO2）について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。

※デジタル技術：現実世界の「ものごと（しごと）」や「できごと」をコンピュータ等で扱える形に置き換える技術の総称。

### 3 計画策定に向けた取組

本計画の策定に当たっては、現在の社会経済の動向やまちづくりの課題などを整理するとともに、町民・企業の皆さんの意見・要望などを伺い、多様な視点・考えを取り入れながら進めていくことが重要になるため、次のとおり計画策定に向けた取組を行いました。

町民アンケート調査	令和4年9月実施 対象：18歳以上の町民2,500人（無作為抽出）
町内企業アンケート調査	令和4年9月実施 対象：町内企業・事業所100社
産業団体などへのヒアリング調査	令和5年2月から3月までの期間で実施 対象：町内13団体
地区懇談会	令和5年8月実施 町内4地区（志津川・戸倉・入谷・歌津）
南三陸町総合計画審議会専門委員会 会議	基本構想・基本計画などの骨子づくり
南三陸町総合計画審議会	南三陸町総合計画審議会条例に基づく本計画の審議

## 4 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、計画期間は、令和6年度（2024年）から令和15年度（2033年）までの10年間となります。

なお、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「南三陸町総合戦略」との整合を図りながら、人口減少への対応と持続可能なまちづくりを推進していきます。

### （1）基本構想

今後10年間の本町のまちづくりの指針となるものであり、まちのあるべき姿や目指す将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱をとりまとめたものです。

### （2）基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、計画期間を前期・後期の各5年間に分けて定め、各分野において取り組んでいく施策の方向性と内容をまとめたものです。

### （3）実施計画

基本計画で定められた施策を具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となります。

実施計画は、毎年向こう3年度間を期間として、ローリング方式\*で策定し、個別で事業管理を行います。

年度	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
基本構想	▶									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	ローリング方式で計画策定									
	▶			▶			▶			

\*ローリング方式：一定期間の設定にとらわれず、必要に応じて「見直し」をかけていくような計画の進行管理手法のひとつ。

# 第1編 本町を取り巻く情勢

## 第1章 本町の概況

### 1 概要

本町は、宮城県北東部に位置し、町の面積は 163.40km<sup>2</sup>、東西約 18km、南北約 18km で、東は太平洋に面し、三方を標高 300～500m の山々に囲まれており、海山が一体となって豊かな自然環境を形成しています。また、沿岸部は、リアス海岸特有の猛々しい風光を有する三陸復興国立公園の一角を形成しています。

本町の年平均気温は、概ね 11～12℃となっており、太平洋沿岸に位置することから、海流の影響により夏は涼しく、冬は比較的温暖で雪が少ない地域となっています。

平成 17 年（2005 年）10 月 1 日、志津川町と歌津町が合併して南三陸町が誕生し、合併から令和 5 年（2023 年）10 月で 18 年目を迎えました。

志津川町は、古くから本吉村として本吉郡に属し、明治 2 年（1869 年）、政府が発令した廃藩置県により、本吉郡は桃生県に属し、管轄を変えながら、明治 9 年（1876 年）に宮城県に編入されました。その後、明治 28 年（1895 年）の町制施行により、本吉村が志津川町と改称され、昭和 30 年（1955 年）の大合併において、志津川町、戸倉村及び入谷村が合併して志津川町となりました。

歌津町は、明治 3 年（1870 年）から歌津村として登米県に属していましたが、一関県、水沢県、磐井県へと管轄を変えながら、明治 9 年（1876 年）に宮城県に編入されました。その後、昭和 34 年（1959 年）の町制施行により、歌津町となりました。

本町が属する本吉郡は、平泉（岩手県）の藤原清衡が奥州に強い勢力を持った平安時代、大量の金を産出したため、藤原氏と密接に関係し、平泉黄金文化繁栄を支えた重要な役割を担ってきた歴史があります。

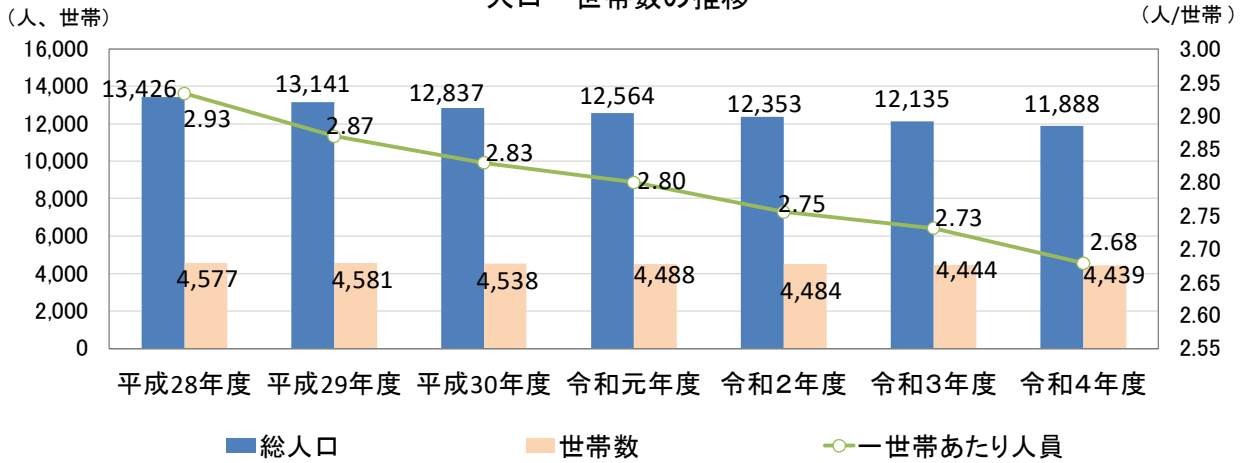
### 2 人口等

本町の人口は、平成 23 年（2011 年）の震災以降に大幅に減少した後、近年その減少幅は落ち着いてきましたが、世帯数とともに依然減少傾向が続いています。

令和 4 年度（2022 年度）末では、年少人口は 1,028 人（8.6%）、生産年齢人口は 6,180 人（52.0%）、老年人口は 4,680 人（39.4%）となっています。

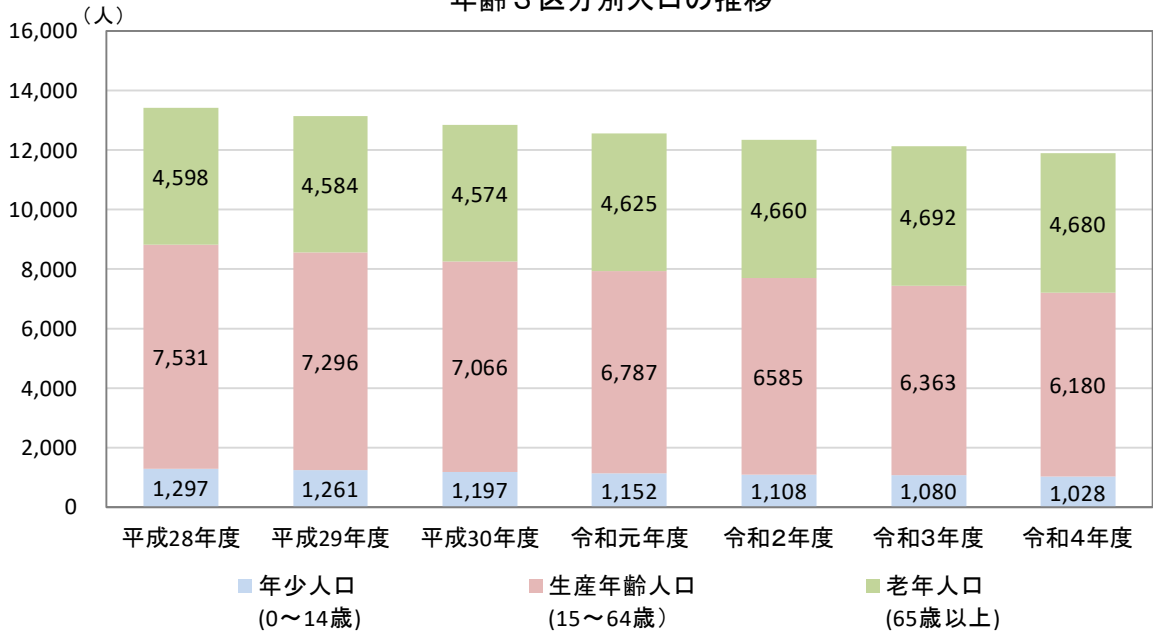
直近 5 年間の人口動態は、いずれの年も自然減少・社会減少となっています。

### 人口・世帯数の推移



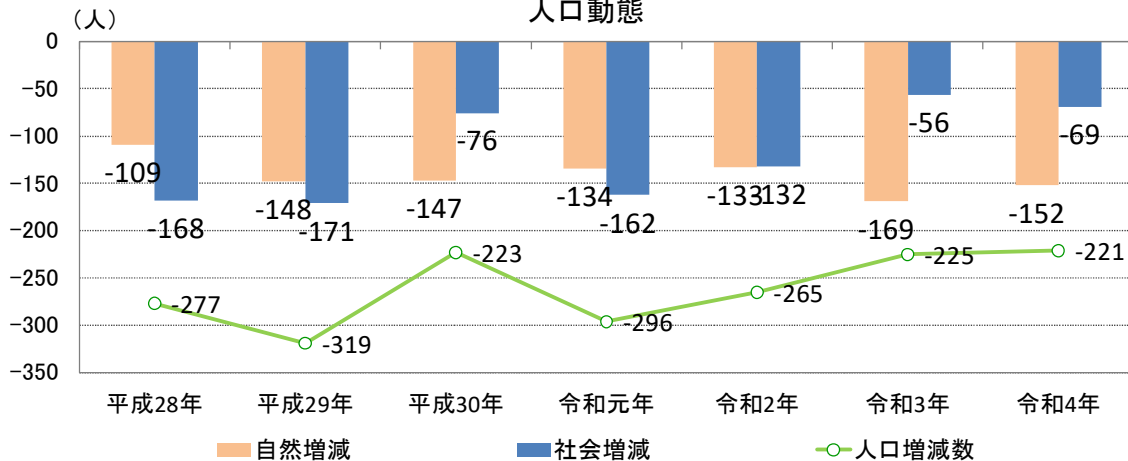
資料：南三陸町住民基本台帳（各年度末）

### 年齢3区分別人口の推移



資料：南三陸町住民基本台帳（各年度末）

### 人口動態



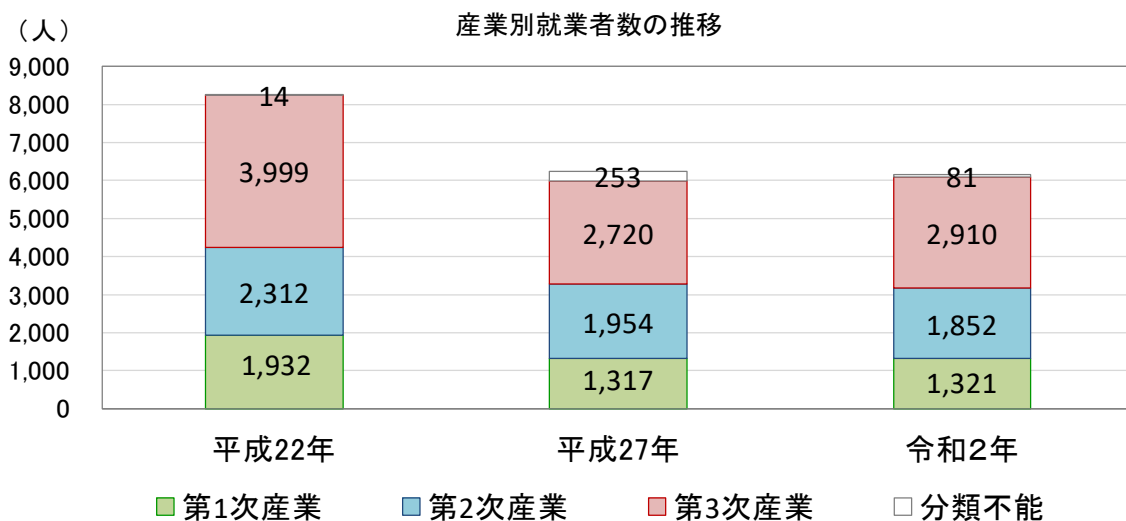
資料：宮城県推計人口年報（各年10月1日）



### 3 産業

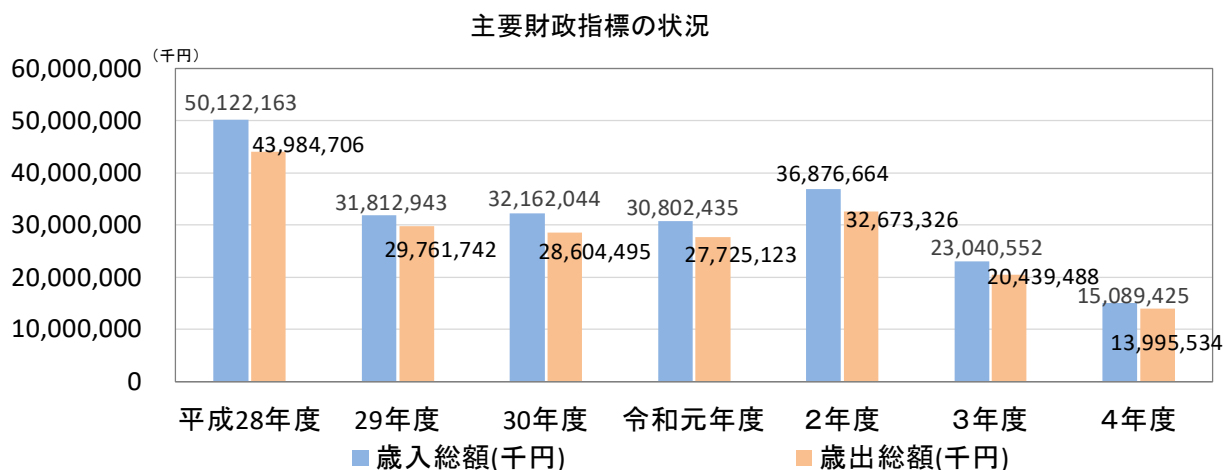
本町の産業分類別就業人口は、震災以降、総数が 2,000 人程度減少し、令和 2 年（2020 年）現在で約 6,000 人程度となっています。

産業大分類別は、第 3 次産業が最も多く令和 2 年（2020 年）で 2,910 人（47.2%）となっています。



### 4 財政状況

令和 4 年度（2022 年度）の歳入額は約 151 億円、歳出額は約 140 億円となっており、令和 2 年度（2020 年度）と比較すると大きく減少となっています。



## 第2章 経済・社会動向

### 1 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

日本の総人口は、2020年（令和2年）の国勢調査によると、1億2,614万人となり、「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計では、日本の総人口はこれから長期の減少期に突入していきます。令和35年（2053年）には総人口が約9,900万人になり、2065年（令和47年）には約8,800万人まで減少すると予想されています。

2020年（令和2年）においては、出生数は大きく減少している一方、高齢化は進行し、2050年（令和32年）には世界主要国でもトップクラスの高齢化率<sup>※</sup>37.7%となると予測されています。

### 2 多分野へのSDGs（持続可能な開発目標）の浸透

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが宣誓されています。

我が国では、2016年（平成28年）5月、内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、国内外の取組を省庁横断的に総括し、ビジョンと8つの優先課題などを示した「SDGs実施指針」が示されました。

自治体をはじめとして、地域社会の多様な分野においても、SDGsの観点を取り入れた取組の展開が求められるようになっていきます。



※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

# SDGs 17 ゴール目標について

(説明文：一般社団法人日本SDGs協会HPより)



**【飢餓をゼロに】**  
 飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



**【貧困をなくそう】**  
 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



**【すべての人に健康と福祉を】**  
 あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



**【質の高い教育をみんなに】**  
 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



**【ジェンダー平等を実現しよう】**  
 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



**【安全な水とトイレを世界中に】**  
 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



**【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】**  
 すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**【働きがいも経済成長も】**  
 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



**【産業と技術革新の基盤をつくろう】**  
 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



**【人や国の不平等をなくそう】**  
 国内および国家間の格差を是正する



**【住み続けられるまちづくりを】**  
 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



**【つくる責任つかう責任】**  
 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



**【気候変動に具体的な対策を】**  
 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



**【海の豊かさを守ろう】**  
 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



**【陸の豊かさも守ろう】**  
 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



**【平和と公正をすべての人に】**  
 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



**【パートナーシップで目標を達成しよう】**  
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 3 デジタル技術革新の進展

近年、IoT<sup>※</sup>やAI<sup>※</sup>、ロボットに代表される「第4次産業革命」と称される技術革新が世界規模で進展しています。

国の「未来投資戦略2018」では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、人口減少・高齢化をはじめとする様々な社会課題を解決する「Society5.0<sup>※</sup>」の実現を推進するとしています。

また、国が新しい資本主義の重要な柱の一つとして掲げる「デジタル田園都市国家構想」では、デジタルの力で地方の個性を活かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、地方の活性化を加速させていくとしています。

このような国の方針などにも対応しつつ、持続可能なまちづくりを実現していく上でも、あらゆる分野でデータとデジタル技術<sup>※</sup>を活用して生活全般のあり方を変革するDX<sup>※</sup>（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。

### 4 脱炭素社会（カーボンニュートラル）への要請

昨今の地球温暖化による気温上昇や、気候変動、気象災害などが世界的な問題となっており、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済・社会をつくるためにも、脱炭素社会の実現を目指すことが求められています。

我が国では、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）<sup>※</sup>」を表明しており、この実現に向けて、政府はGX（グリーントランスフォーメーション）<sup>※</sup>など、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要があると呼びかけており、自治体や民間企業にもその対応が求められています。

### 5 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化

2019年度末（令和元年度末）に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界全体に感染拡大し、3年以上経過した現在も感染状況は完全な収束には至っておらず、日常生活や経済活動をはじめ多方面に大きな影響を与えています。

この間、テレワーク<sup>※</sup>などの働き方の見直しや、地方移住の機運の高まりなど、人々の生活に関する志向性や様式に大きな変化が生じています。

このような新しい生活様式やライフスタイル<sup>※</sup>の変化に対応した、多様な働き方や暮らしへの支援に加え、影響の大きかった産業への振興策などが求められています。

※IoT：Internet of Thingsの略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術の総称。  
※AI：Artificial Intelligenceの略。人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術のこと。  
※Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合により経済発展と社会的課題の解決を両立するよう人間中心社会の概念。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続き、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。  
※デジタル技術：現実世界の「ものごと（しごと）」や「できごと」をコンピュータ等で扱える形に置き換える技術の総称。  
※DX：Digital Transformationの略。企業や行政機関等がデジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、文化・風土を変革し、新たなデジタル時代にも十分に勝ち残れるよう自組織の競争力を高めること。  
※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を国全体として「ゼロ」とすること。  
※GX：Green Transformationの略。地球温暖化による気候変動や異常気象への対応、解決のための国際的な取組。  
※テレワーク：情報通信技術の活用による、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のひとつ。

## 6 多様化する「災害リスク」への対応

震災をはじめとした地震・津波災害、昨今の異常気象による台風の高発や頻発する豪雨など、我が国はこれまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、こうした自然災害の激甚化・頻発化によって、災害リスクは増大していきばかりです。

災害に対する事前の備えとして、最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、経済・社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土を形成するための「国土強靱化」が求められています。



国土強靱化とは、地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のことです。国土強靱化の対象範囲は幅広く、行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれます。

## 7 生物多様性への要請

2021年（令和3年）6月のG7サミットにおいて、2030年自然協約で「2030年（令和12年）までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命が確認され、2022年（令和4年）12月の生物多様性条約COP15において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2050年ビジョンとして「自然と共生する世界」を掲げ、2030年ミッションとして「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」ことが採択されました。

これに先立ち、国では、生物多様性国家戦略の見直しの検討を進めてきており、2023年（令和5年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

※ライフスタイル：生活の様式、仕方のこと。個人の人生観、価値観、習慣といった「生き方」のことという。

## 第3章 町民意向

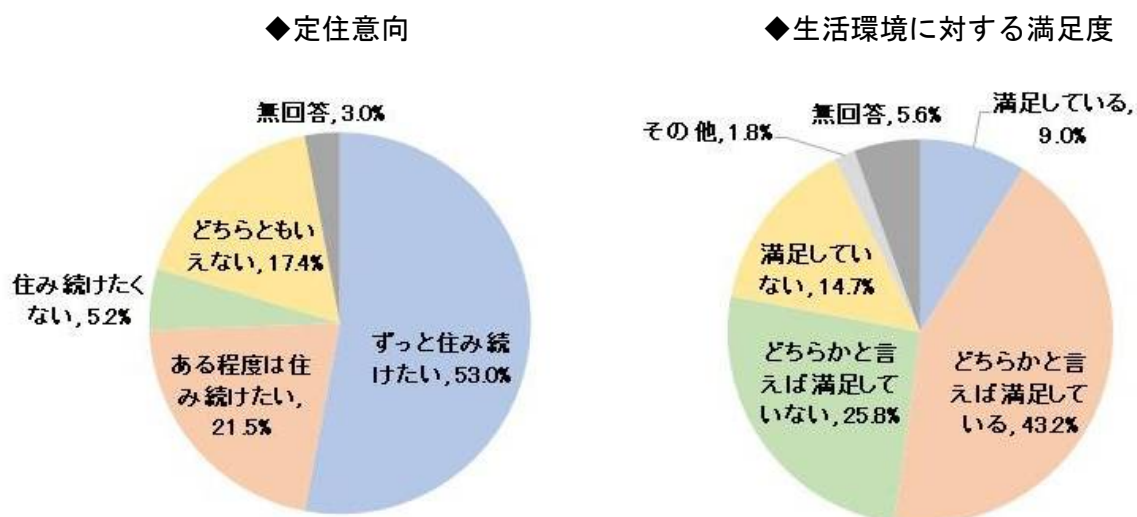
本計画を策定するに当たり、町民及び町内企業を対象として、まちづくりへの意見を伺うためのアンケート調査を実施しました。

### 1 町民アンケート調査

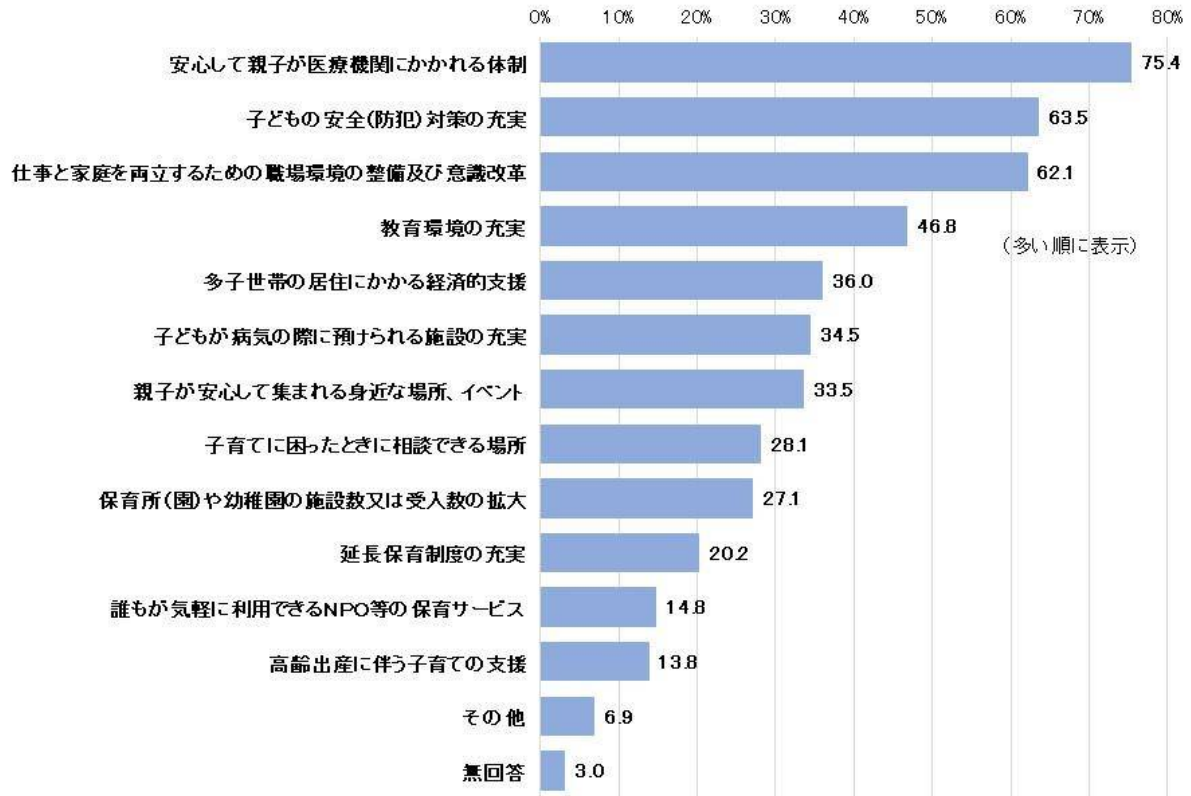
#### (1) 調査概要

- ◇実施日 令和4年9月
- ◇郵送による配布・回収
- ◇調査対象 2,500人（南三陸町在住の18歳以上の町民から無作為抽出）
- ◇回収数 736人
- ◇回収率 29.4%

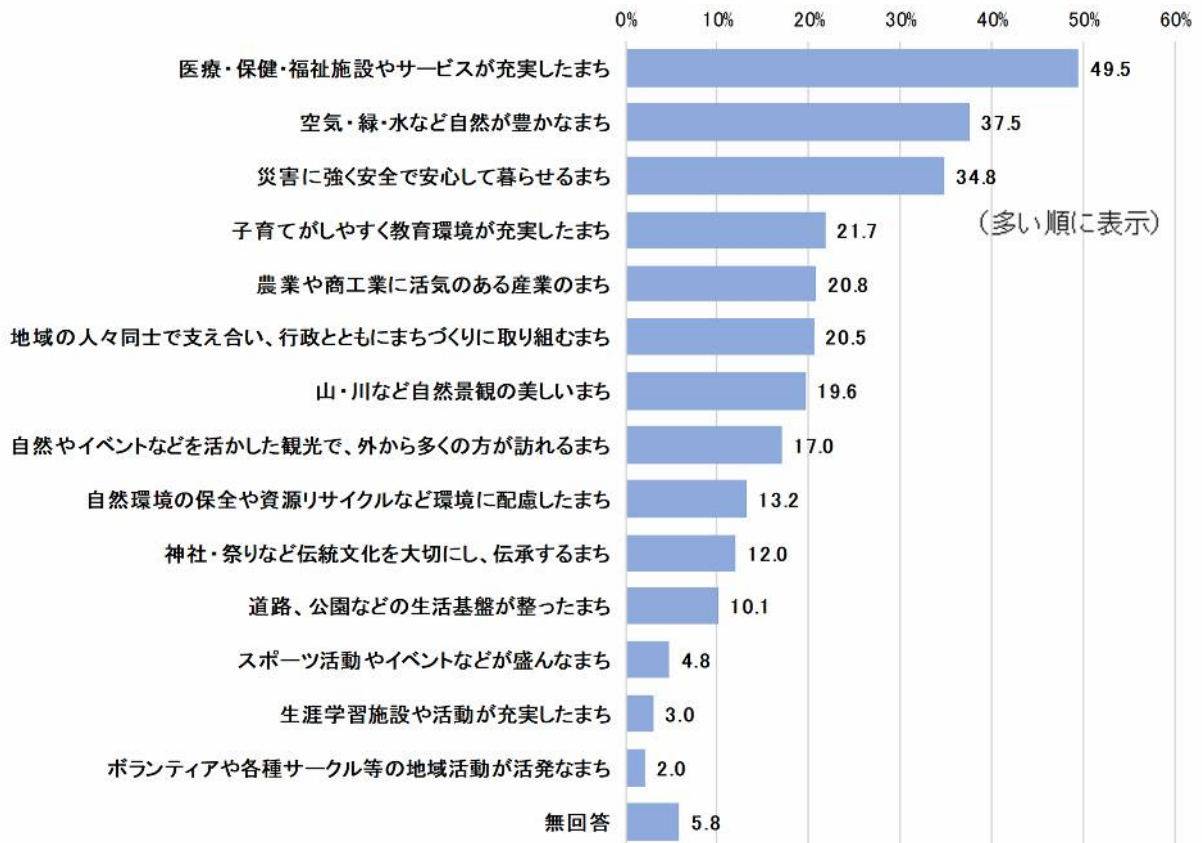
#### (2) 調査結果



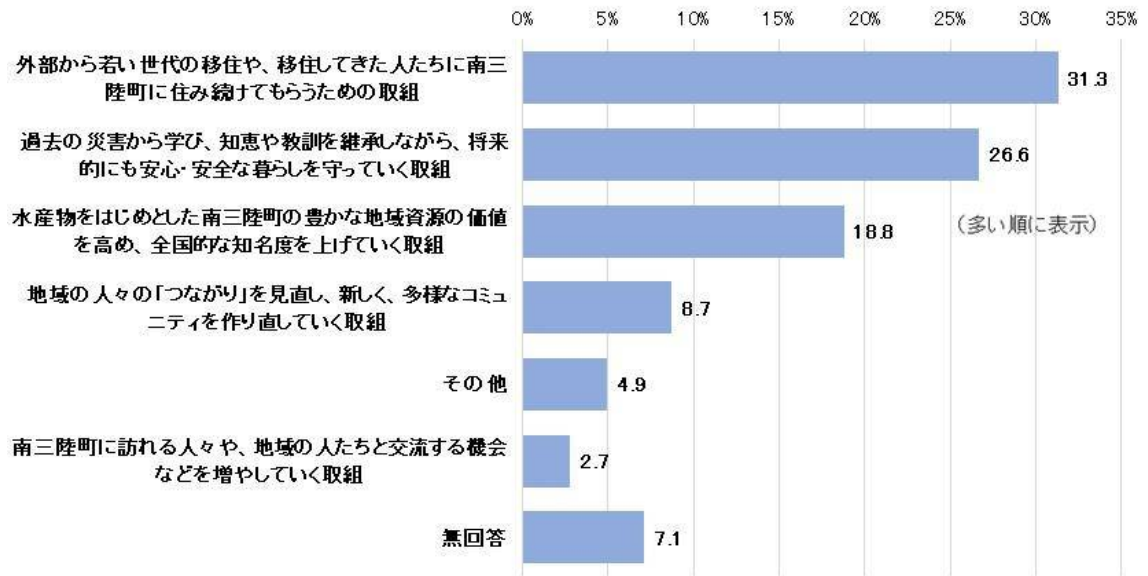
◆子育てをする上で重要となるもの（同居家族に子どもがいる方）【複数回答】



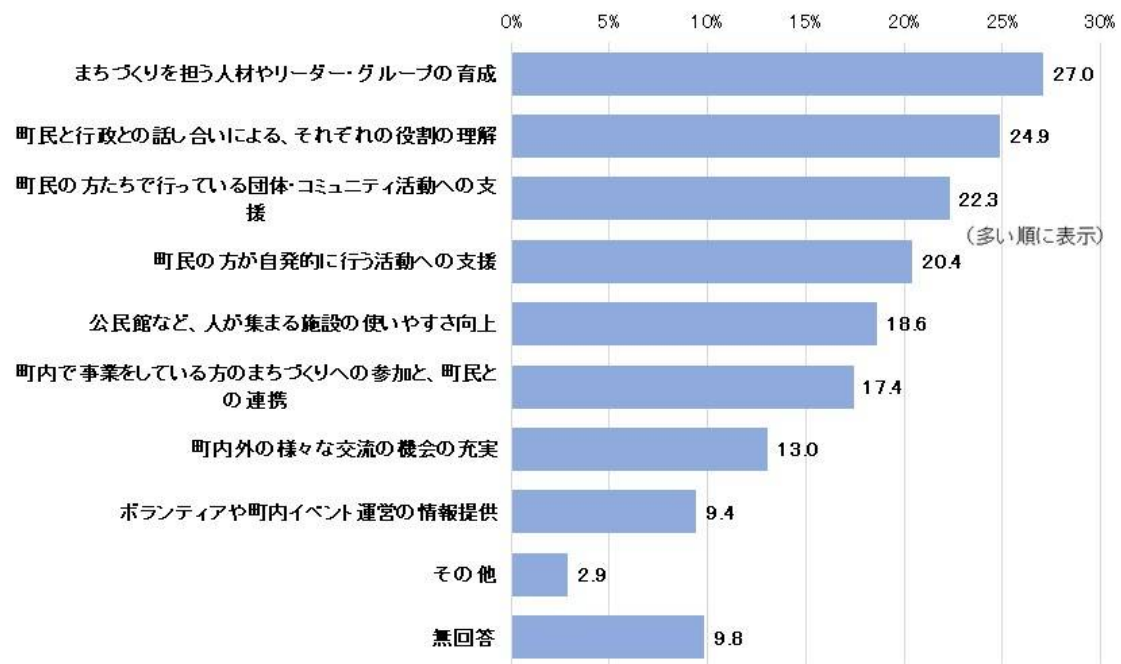
◆10年後の南三陸町はどのようなまちになっていたらよいと思うか【複数回答】



◆南三陸町が今後も存続していくために重点的に取り組むべきこと【複数回答】



◆町民と行政の協力のために重要と思うこと【複数回答】





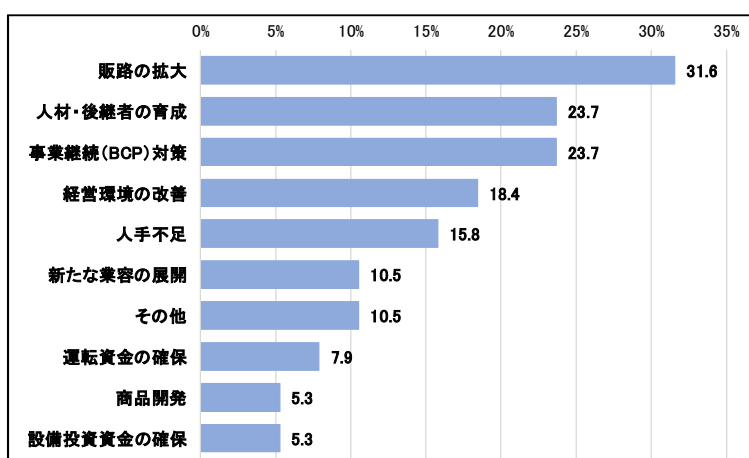
## 2 町内企業アンケート調査

### (1) 調査概要

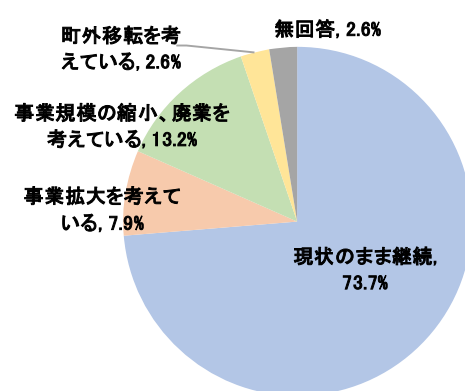
- ◇実施日 令和4年9月
- ◇郵送による配布・回収
- ◇調査対象 南三陸町内に立地する企業・事業所 100 箇所
- ◇回収数 38 票
- ◇回収率 38.0%

### (2) 調査結果

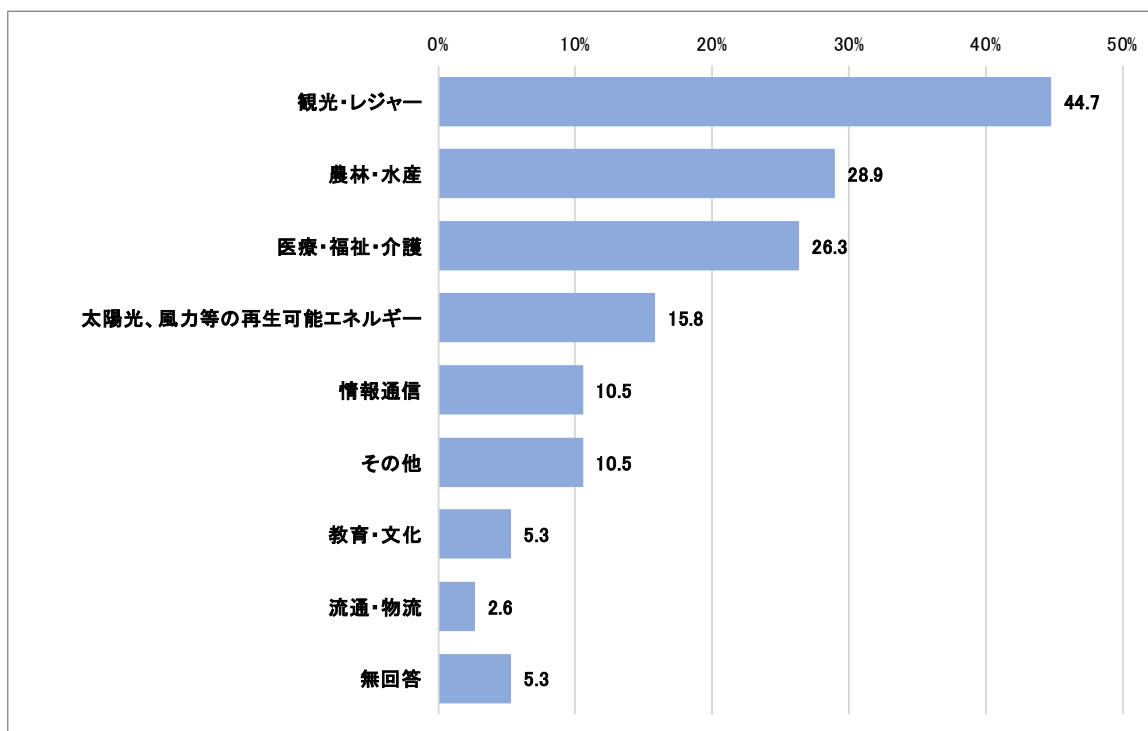
#### ◆経営上の問題点【複数回答】



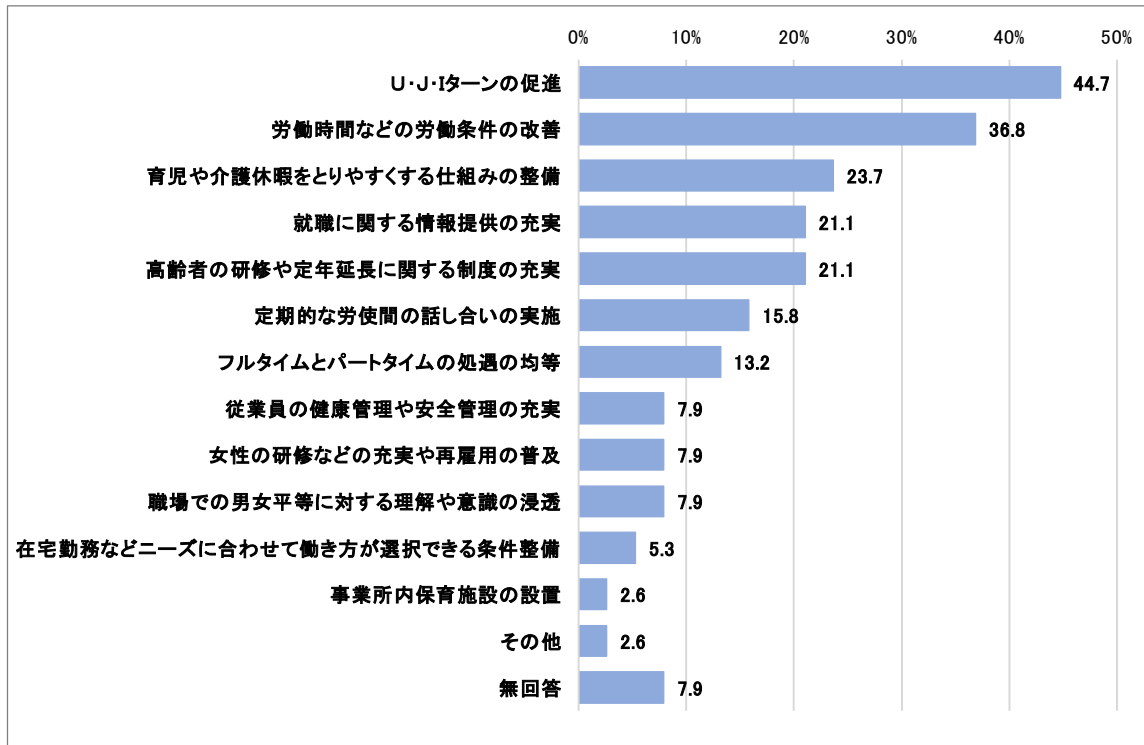
#### ◆事業継続の方向性



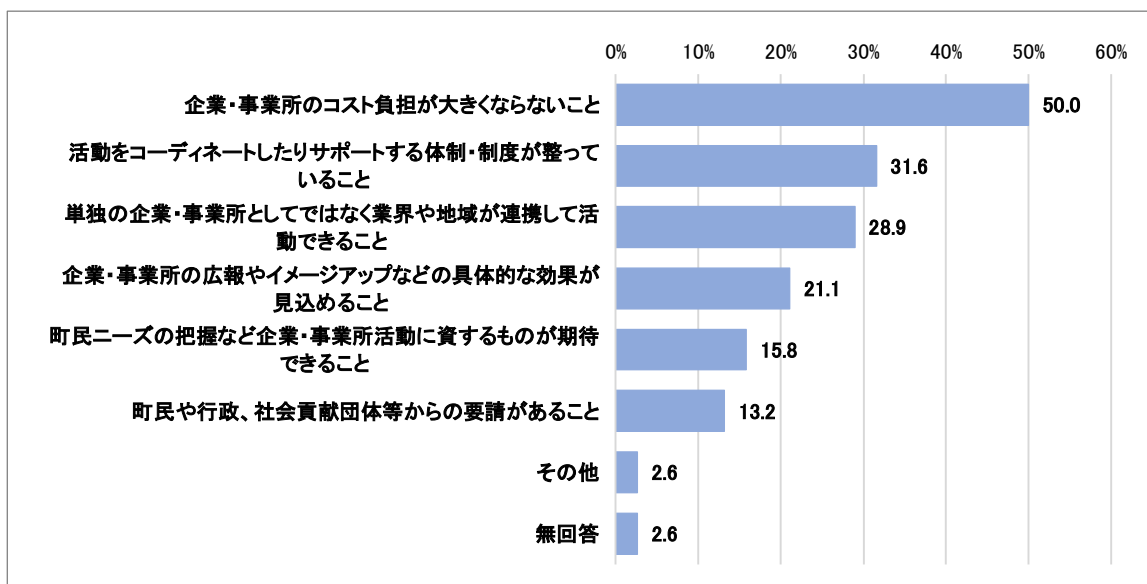
#### ◆今後（5～10年程度）の南三陸町における成長産業について【複数回答】



◆誰もが働きやすい環境確保のために重要なこと【複数回答】



◆協働によるまちづくりに参画するために必要なこと【複数回答】



## 第4章 まちづくりの課題

### ■新たなステージのまちづくりをけん引する産業の振興

本町の産業は、人口減少に伴う後継者・担い手不足の問題、国内外における市場動向の変動の影響などを大きく受けています。今後は、新たな技術導入や異業種連携による商品開発とブランド化、各種認証に基づく取組を推進し、経営基盤を強化しながら他産地との差別化による競争力の強化を進める必要があります。

また、雇用の確保や地域経済の再生に向けて、本町の特性に合った企業誘致の推進に加えて、産業構造や働き方の変化に対応した地域産業を構築していくことも重要になります。

観光業については、従来の個人旅行や教育旅行などに加えて、これまでに生まれた町外の人々との繋がりを踏まえた関係人口をも取り入れながら、新しい観光交流のあり方の検討や受入体制を整えていく必要があります。

### ■子育て支援・教育環境の充実

本町の15歳未満の子ども数は年々減少し、令和4年度末（2022年度末）には1,028人、総人口の8.6%までになり、少子化が進んでいます。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で見守り、その保護者も家庭と仕事のバランスをとりながら充実した生活を送れるよう、子育て世帯のニーズに対応しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援に取り組む必要があります。

また、少子化などの影響により、児童・生徒数の減少が進む中で、豊かな人間性や社会性の育成に向けて、キャリア教育<sup>\*</sup>の実践やふるさとへの愛着・誇りを高める教育活動、各種活動を通じた心と体の健康づくりなどについて、引き続き地域連携のもと推進することが求められます。

### ■町民の暮らしを支える生活環境の充実

町民アンケートの結果では、10年後のまちは「医療・保健・福祉施設やサービスが充実したまち」を望むとの回答が最も多く、町民の健康に対する不安や関心は高い状況にあります。

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、周辺自治体との連携も含めて、地域に密着したきめ細かな医療体制の充実を進めるとともに、地域包括ケア<sup>\*</sup>を核とした「健康づくり」や「介護予防」に引き続き取り組む必要があります。

また、地域公共交通については、自動車を運転しない交通弱者などの移動時の利便性を高めるため、町民のニーズや地域事情に応じた見直し・充実が求められます。

<sup>\*</sup>キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

<sup>\*</sup>地域包括ケア：医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方。

## ■安全・安心な地域社会づくりへの対応

近年、全国各地で大規模な地震や台風・集中豪雨による風水害が多発するなど、自然災害は年々頻発化・激甚化しています。

こうした多様化する自然災害から町民の命と財産を守るために、国・県、防災関係機関と連携した防災・減災の取組を継続し、発展させていくことが重要になります。

また、交通安全・防犯面では、子どもたちの通学路などの交通安全対策を引き続き実施するとともに、地域ぐるみでの防犯体制を強化し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

震災の発災から、令和6年（2024年）3月で13年が経過し、新たな暮らしや生活を通じた地域コミュニティの活性化が求められますが、先人の英知に学び、結いの精神や人と人との繋がりを大切にしたコミュニティ形成に向けて取り組むことが大切です。また、少子高齢化の進展に伴い、今後も高齢世帯や独居高齢者などの方々を地域で見守り・支え合い、社会参加を促す取組が重要になります。

## ■持続可能な地域づくりに向けて、新たな社会動向への対応

社会のあらゆる領域でSDGsの視点を取り入れることや、デジタル化によるモノやサービス、生活様式の変容、脱炭素化に向けた取組などの変革が進んでいます。こうした時代的・社会的な要請にしっかりと対応しながら、未来に向けた持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

また、世界的にネイチャーポジティブ※をはじめとする環境共生の動きが活発化する中で、古くから自然と共生してきた本町の人々が、先導的に変革を受け入れながら持続可能性を高めていくとともに、環境に配慮する新しい技術導入などにより、環境負荷の少ない地域づくりが求められます。

※ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。（自然再興）

## 第2編 基本構想

### 第1章 まちの将来像とまちづくりの理念

#### 1 まちの将来像

これまでの南三陸町総合計画に掲げてきた「将来像」を踏襲しつつ、「ひと（町民）」が主役となって「自然（森里海）」と共生するまちづくりを実現するため、まちの将来像を次のとおり定めます。

森里海に囲まれたこの町で、町民一人ひとりがまちづくりの主役となり、生きがいをもって豊かに生活し、人と自然のつながりの中で、めぐろいのちを大切にするまちを目指します。

南三陸町第3次総合計画(2024年～2033年) 将来像

**ひと 森里海 いのちめぐろまち 南三陸**

南三陸町第2次総合計画(2016年～2025年)  
将来像「森里海ひといのちめぐろまち南三陸」

南三陸町総合計画(2007年～2016年)  
将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」

## 2 まちづくりの理念

### ○ひとのつながりを大切にするまちづくり

地域を支える基本的な原動力は、これまでもそしてこれからも地域に係る人々であることに変わりはありません。

震災後、町民の暮らしにも大きな変化が生じた本町では、これからのまちづくりの新しいステージにおいて、復興の過程を通じて生まれた町内外の人々の繋がりを大切にしながら、先人達がそうであったように、地域ぐるみで子どもを育て見守り、多様な人々が尊重しあい、助け合いながら、ともに暮らしていけることをまちづくりの基本に据えます。

### ○自然の恵みを大切にするまちづくり

本町は、森里海の多様な自然に恵まれ、その自然との関わりの中で人々の暮らしが営まれてきました。

近年、その自然の持つ希少性や価値が世界的にも認められ、郷土の魅力を高めるかけがえのない資源として再認識されています。

この豊かで貴重な自然を未来に向けて大切に守り活かしながら、本町ならではの持続可能な暮らしと地域づくりに繋げていきます。

## まちの将来像

ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸

## まちづくりの理念

ひとのつながりを大切にするまちづくり

自然の恵みを大切にするまちづくり

～ まちの将来像・まちづくりの理念を実現するため ～

### リーディングプロジェクト(横断的・重点的な取組)

- LP1 未来を担う世代の暮らしの充実
- LP2 多様なコミュニティの構築・発展
- LP3 行きたくなる・集うまちづくり
- LP4 地域資源の有効活用
- LP5 持続可能なまちづくり

### 基本政策(まちづくりの柱)

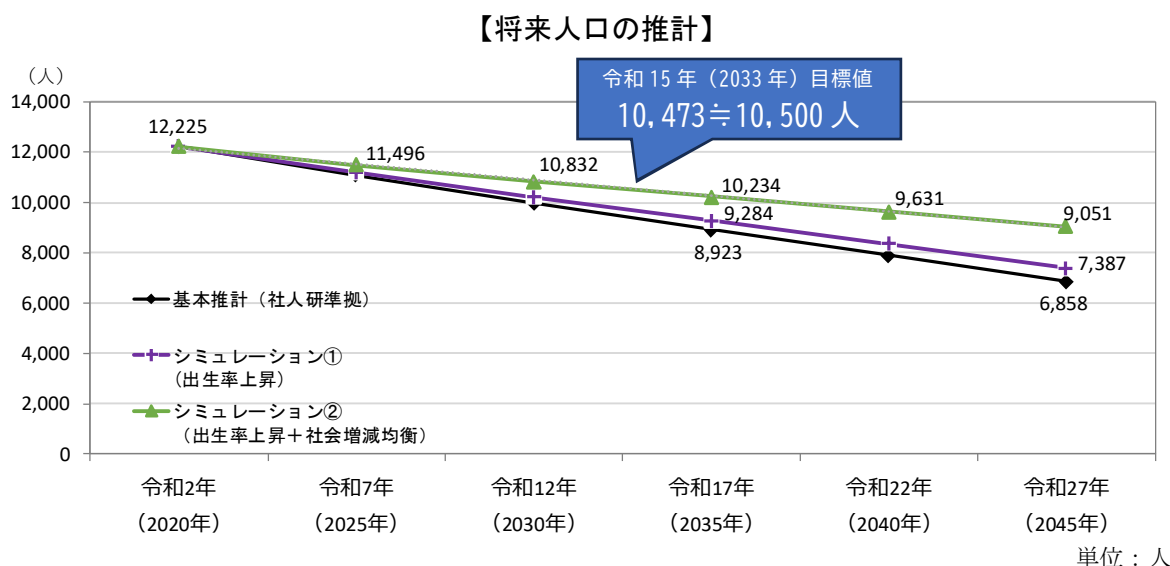
- 1 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり 【産業・経済】
- 2 心豊かな人と文化を育むまちづくり 【教育・文化】
- 3 健康で楽しく暮らせるまちづくり 【健康・福祉・子育て】
- 4 安全・安心なまちづくり 【環境・暮らし・防災】
- 5 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営 【連携・協働】

## 第2章 人口・経済等の見通しと目標

### 1 将来人口

本町の総人口は、平成28年（2016年）から令和4年（2022年）にかけて1,538人の減少となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計方法に準拠した本町の独自推計によれば、人口減少の勢いは今後ますます加速化が進み、令和27年（2045年）には6,858人にまで減少すると見込まれます。

しかしながら、本町では、人口減少社会の中であって、活力のある持続可能なまちとしていくため、南三陸町総合戦略との整合性を図りながらIJUターン<sup>※</sup>や移住定住を推進し、人口減少の勢いを緩和させることで、**令和15年（2033年）の目標人口を10,500人**と設定します。



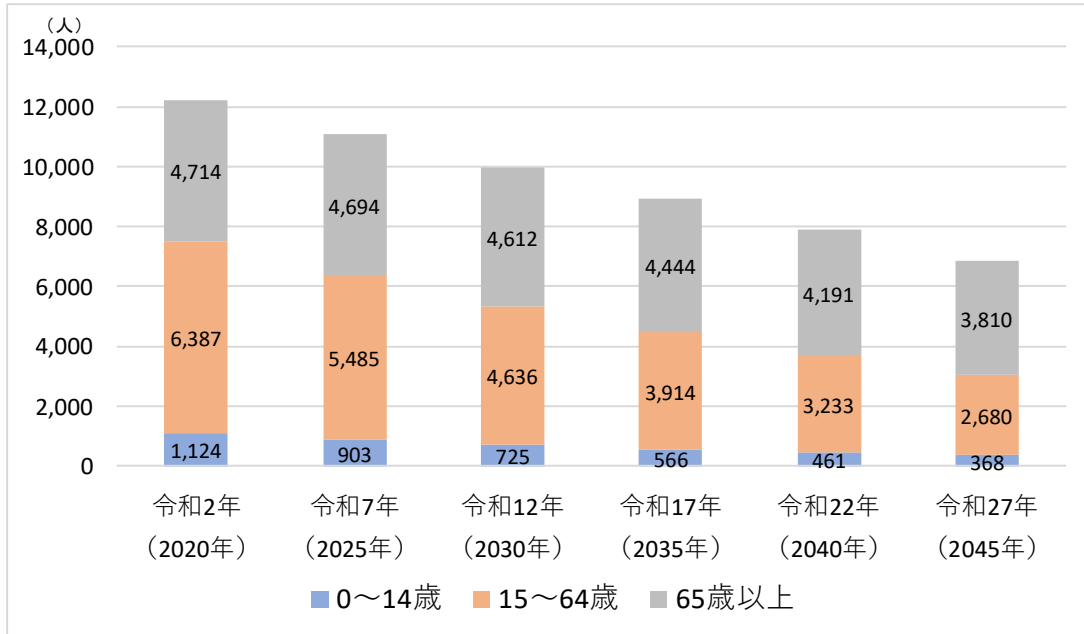
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
基本推計（社人研準拠）	12,225	11,082	9,973	8,923	7,886	6,858
シミュレーション① (出生率上昇)	12,225	11,187	10,200	9,284	8,356	7,387
シミュレーション② (出生率上昇＋社会増減均衡)	12,225	11,496	10,832	10,234	9,631	9,051

推計区分	概要
基本推計 (社人研準拠)	令和2年国勢調査結果を基準とした社人研の推計方法に準拠
シミュレーション①	合計特殊出生率を国の目標水準である2035年に2.1まで上昇すると仮定した場合
シミュレーション②	シミュレーション①で設定した出生率の向上と合わせて、転出・転入が均衡して増減0「ゼロ」と仮定した場合

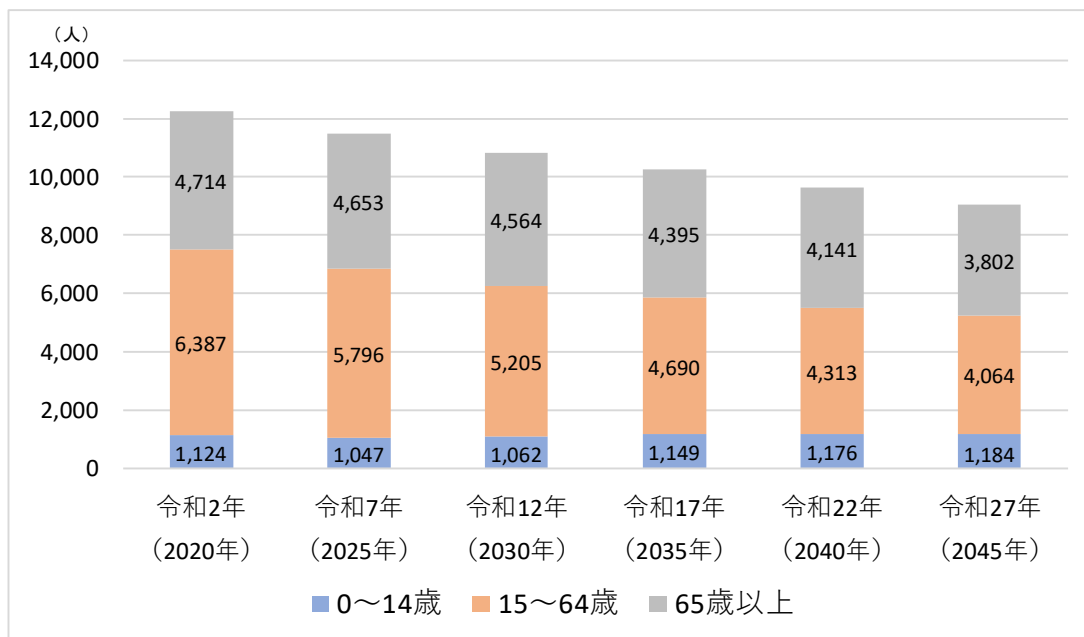
※IJUターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。



【将来人口の年齢別構成（社人研準拠）】



【将来人口の年齢別構成（シミュレーション②）】



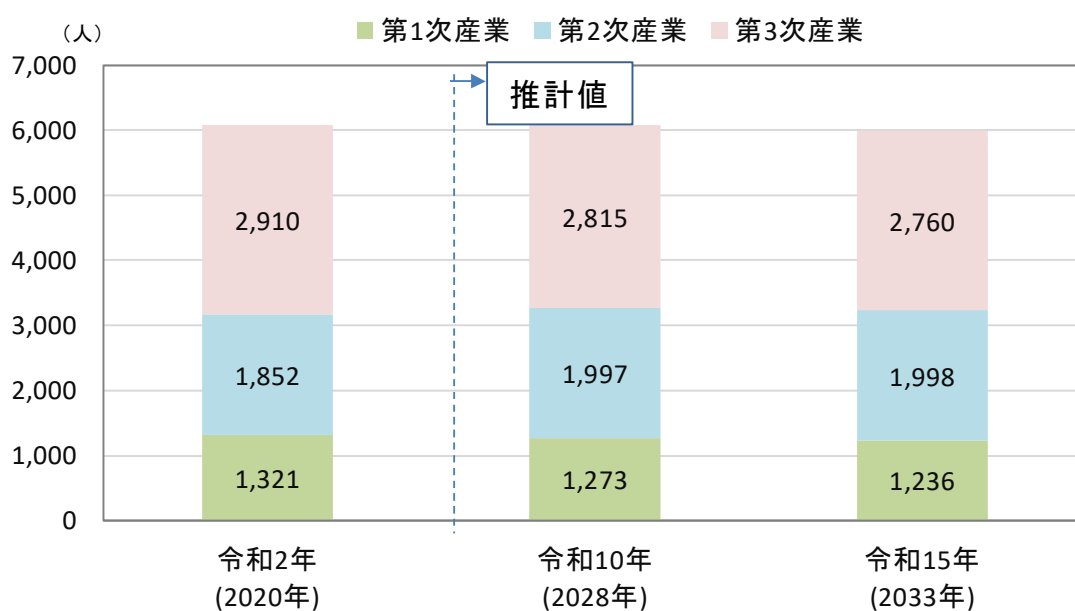
## 2 産業経済

### (1) 就業人口

本町の産業分類別就業人口は、令和2年（2020年）現在で約6,000人程度となっており、産業大分類別には、第3次産業が最も多く令和2年（2020年）で2,910人（47.8%）となっています。

この産業分類別就業人口について、過去の推移と前項で示した町の「将来人口」を前提とした第3次総合計画の期間における値を推計により求めると、令和15年（2033年）では、第1次産業人口1,236人、第2次産業人口1,998人、第3次産業人口2,760人と見込まれます。

【産業分類別就業人口の推計】



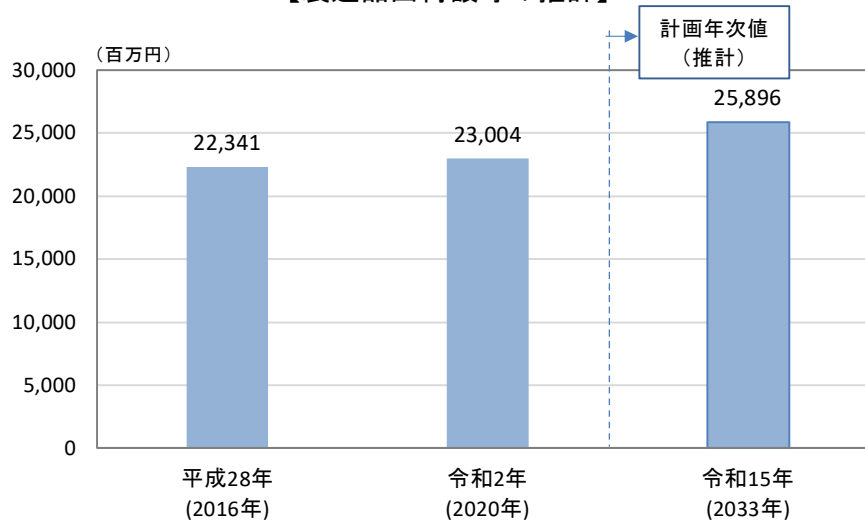
資料：令和2年は国勢調査（10月1日）  
分類不能は除く。

## (2) 産業規模

町の将来の産業規模について、生産額などとしては比較的シェアの高い「製造品出荷額等」と「商業（卸売業・小売業）年間販売額」を見てみると、令和2年（2020年）時点の製造品出荷額等が23,004百万円（工業統計調査）、平成26年（2014年）時点の商業（卸売業・小売業）年間販売額が13,507百万円（商業統計調査）となっています。

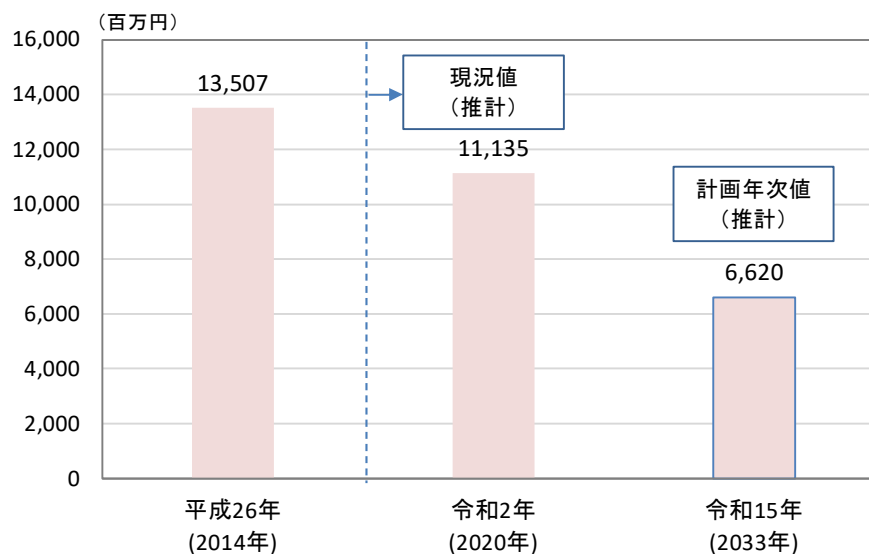
過去の推移を基にして第3次総合計画の期間における値を推計により求めると、令和15年（2033年）では、製造品出荷額等はおよそ26,000百万円、商業（卸売業・小売業）年間販売額はおよそ6,600百万円と見込まれます。

【製造品出荷額等の推計】



資料：平成28年・令和2年は工業統計調査

【商業（卸売業・小売業）年間販売額の推計】



資料：平成26年は商業統計調査

## 第3章 リーディングプロジェクト

本町が目指すまちの将来像「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」を実現するために、まちづくりの理念や課題などを踏まえ、重点的かつ横断的な施策として、次の5つのプロジェクトを設定します。

このプロジェクトは、南三陸町総合戦略などの各種計画と連動性を確保し、実施計画の各事業を組み合わせながら実施します。

### LP1 未来を担う世代の暮らしの充実

#### 【基本的な考え方】

少子高齢化や人口減少が進展する中であっても、バランスの取れた人口構成が維持でき、持続可能な地域社会を次世代に繋げていくため、若い世代や子育て家庭を支援し、仕事・暮らし・子育て環境の充実に取り組みます。

**主な事業** 就業の確保、子育て・教育の充実、IJU ターンの促進

### LP2 多様なコミュニティの構築・発展

#### 【基本的な考え方】

地域での支え合いとコミュニティの充実・醸成、町民同士の交流など、人と人との繋がりを大切にした地域づくり活動に取り組みます。

**主な事業** 高齢者・女性の活躍の場づくり、生涯学習・スポーツの推進

### LP3 行きたくなる・集うまちづくり

#### 【基本的な考え方】

自然環境や防災教育といった学びのフィールドや、森里海の地域資源、活力ある商店街など、魅力と観光資源が多い本町の特性を最大限に活かしたまちづくりに取り組みます。

**主な事業** 観光振興、交流人口・関係人口の拡大

## LP4 地域資源の有効活用

### 【基本的な考え方】

「自然と共に生きる」を次世代に繋げていくため、豊かな自然と地域資源を守り育て、最大限に活かしながら付加価値や魅力を創出していきます。また、本町の文化・歴史、震災の記憶と伝承を後世に伝えていくため、人材育成などに取り組みます。

**主な事業** 森林・海洋資源の保全と活用、ネイチャーポジティブの実現、文化・歴史の継承

## LP5 持続可能なまちづくり

### 【基本的な考え方】

持続可能なまちづくりの実現に向けて、「人づくり×まちづくり」の両輪で未来への歩みを創造していくため、これからのまちづくりを担う人材育成や新たな地域産業の育成、多文化共生の地域づくりなどに取り組みます。

**主な事業** 官民のDX推進、人材育成（ひとづくり）、多文化共生社会の拡大

## 第4章 施策の大綱

### 1 基本政策（まちづくりの柱）

本計画に掲げる「まちの将来像」及び「まちづくりの理念」の実現を目指していくため、まちづくりの柱となる基本政策を以下のとおり設定します。

#### I 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり 【産業・経済】

本町の豊かな自然を守りながら次世代に繋げていく産業の振興をさらに発展させ、新たな魅力と活力を生み出し、地域の産業・経済の持続的な成長を目指します。

また、農林水産業や商工業の担い手の確保、雇用・起業の支援、交流・関係人口の拡大などに取り組み、生業・賑わい・交流づくりを推進していきます。

#### II 心豊かな人と文化を育むまちづくり 【教育・文化】

将来を担う子どもたちが、知・徳・体の調和がとれ、確かな学力と自立する力を育成していくため、南三陸町教育振興基本計画に掲げる取組を着実に実施し、更なる志教育の推進を図ります。また、町民みなさんの人生を豊かにする生涯学習活動の充実や地域の伝統・文化などの継承と発展に取り組みます。

#### III 健康で楽しく暮らせるまちづくり 【健康・福祉・子育て】

子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して楽しく暮らすことができるよう、子育て・医療・保健福祉の分野について、各種サービスの充実や提供体制の拡充などに取り組み、町民一人ひとりの暮らしの充実を目指します。

#### IV 安全・安心なまちづくり 【環境・暮らし・防災】

震災の経験・教訓を生かしながら、官民連携による地域防災力の向上や体制整備、地域の防災リーダーの育成などを図ります。また、地域社会全体で交通安全や防犯対策に取り組むとともに、生活環境や交通網についても見直し・改善を行い、安全・安心なまちづくりを目指します。

#### V 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営 【連携・協働】

本町における震災復興事業が完遂し、これからは持続可能な地域づくりに向けたソフト事業が中心となります。今後の新たなまちづくりには、身の丈に合った行財政運営に加えて、町民の知恵と力が生きる参画と協働が求められることから、その実現に向けて、人づくりから始まるまちづくりを目指します。

# 第3編 基本計画

## 基本政策Ⅰ 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり【産業・経済】

### 1. 農林業の振興

#### 基本目標

担い手の確保対策や農地の保全と活用を図りながら、消費者ニーズに合った資源循環型農業経営の維持・改善を行い、地元農産物の消費拡大を図るとともに、南三陸杉のブランド化等を通じた森林資源の活用により、農林業経営の安定化と所得確保、地域循環型社会の形成を図ります。

#### 基本事業

##### (1) 農地の保全と活用

農地の荒廃を防ぐため、農産品目の適地作付けや地域ぐるみによる農地の保全活動等を進めるとともに、農業者や農業委員等関係者との連携を強化しながら、農用地の流動化と集積、農地の高度利用を推進します。

また、農地中間管理事業の推進に加え、耕作放棄地の解消や農作物被害等の軽減を図るため、必要な対策に取り組みます。

##### (2) 農業経営の維持・改善と担い手の確保

魅力のある園芸特産物の産地形成と安全・安心で信頼性の高い園芸特産物の供給体制整備、安定的な生産量の確保に取り組みます。また、この土地の農業に関心を持ち、新たに農業経営を営もうとする新規就農者等を育成・確保していくため、関係機関等が連携し、就農相談から就農、経営定着の段階までのきめ細やかな支援を推進します。

農業者の所得向上を目指し、高収益作物の導入や地場産農産物の販路開拓を図り、さらなる農産物のマーケティング対策を推進します。

### (3) 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

安全・安心志向の消費者ニーズの高まりに対応し、資源循環型農業等を進めることで、化学肥料の低減化を図る等、環境にやさしい農業への取組を促進するとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理を推進し、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。

また、グリーン・ツーリズム農業体験事業等を通じた地場農産物の利活用やPR、農産物の地産地消の推進に取り組みます。

---

### (4) 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐・病虫害防除）を実施して良質な木材生産を推進するとともに、FSC認証\*による南三陸杉のブランドを確立し、多様な建築資材への活用を推進します。

また、間伐材等の森林資源の有効活用を推進し、森林環境譲与税を活用した民有林の整備等も図りながら、町土の保全・水資源の涵養等の森林が持つ多面的機能の維持・向上に努めるとともに、バイオマスエネルギーの利活用による資源循環型社会を構築します。

---

※FSC認証：FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）が認証する森林のエコラベル。持続的な資源活用を目的に責任ある森林管理を認証する国際的な環境認証制度。FSCのマークが入った製品を買うことで、消費者は世界の森林保全を間接的に応援できる仕組み。



## 2. 水産業の振興

### 基本目標

地球温暖化による水産資源への影響を防止するための豊かな海づくりの推進を図るとともに、海域環境資源等の発掘と理解に向けた活動や環境教育と連動した人材育成、水産物のブランド化をより一層進め、地元水産物の販路拡大や地産地消を推進します。

### 基本事業

#### (1) 豊かな海づくりの推進

近年、気候変動の影響により、海水温の上昇等、海洋環境の変化が急速に進んでいます。そのため、志津川湾の海藻・海草藻場の再生・保全に取り組み、水質の浄化や生物多様性保全に努めます。

また、資源管理型漁業や種苗の中間育成・放流等の水産動植物の増殖及び漁場の整備・管理を行い、水産資源の持続的利用を図ります。

---

#### (2) つくり育てる漁業の推進

海水温の上昇等の影響により、シロザケの回帰率が年々減少している中、漁獲する水産資源の枯渇を防止するため「つくり育てる漁業」を支援するとともに、豊かな海志津川湾を維持するため海藻群落の形成・再生に取り組んでいきます。

---

#### (3) 漁業関連団体の支援と連携強化

水産関連団体を直接的・間接的に支援するとともに、漁業後継者の確保対策に取り組みます。また、町内で水揚げされた魚介類が新鮮なうちに出荷でき、高値で売れるよう、南三陸町地方卸売市場の運営を継続していくほか、買受人の誘致を展開します。

---

#### (4) エコカレッジ事業の推進

海域の環境資源等の発掘と交流人口の増大及び地域資源の永続的な活用方策の検討を目的とした調査・研究を促進します。さらに、環境教育を中心とした多様な講座等を企画・開催し、持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成と地域の活性化を図ります。

また、志津川湾保全・活用計画に基づき、ラムサール条約\*が目指す「保全・再生」、「ワイズユース」及び「交流・学習」を推進します。

---

#### (5) 南三陸水産物ブランドの確立

本町は、日本で初めて取得した ASC\*（水産養殖管理協議会）や海藻の藻場として国内初の登録なったラムサール条約登録湿地を有します。この素晴らしい環境のポテンシャルを活かし、南三陸水産物のブランド化の確立を図るとともに、販路拡大を推進していきます。

---

※ラムサール条約：正式名称は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。ラムサール条約は、湿地の「保全と再生」、「ワイズユース（賢明な利用）」、「交流と学習」を重視し、「国際的に重要な湿地であること。」、「国の法律により将来にわたって自然環境の保全が図られること。」、「地元住民などから登録への賛意が得られること。」が登録の要件。

※ASC 認証：ASC (Aquaculture Stewardship Council：水産養殖管理協議会) が認証する養殖版海のエコラベル。環境に大きな負担をかけず、地域社会や人権にも配慮して操業している養殖場を認証し、その養殖場で育てられた水産物であることが一目でわかるよう、エコラベルを貼付して消費者に届ける制度。

## 3. 観光業の振興

### 基本目標

地域の魅力ある観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性と賑いのあるまちづくりの手段として、観光交流事業の更なる発展を目指します。

### 基本事業

#### (1) 地域資源の管理及び利用促進

本町の代表的な観光資源である神割崎や田東山、サンオーレそではま海水浴場、道の駅「さんさん南三陸」等の施設を適正に管理・運営するとともに、多様化するニーズに対応した利用促進を図る等、資源を活用した交流人口の拡大により、地域経済への波及効果を高めます。

---

#### (2) 交流人口の拡大

関係機関等との連携強化のもと、滞在型観光の推進を軸に教育旅行・研修旅行等、地域資源活用型の交流プログラムを積極的に取り入れた誘客促進体制の確立を目指します。

また、優れた特産品等を活用した集客イベントの開催や商談会への出展を行う等、国内外に向けた地域プロモーションを強化するとともに、消費動向やニーズを的確に捉えた市場の開拓に取り組む等、観光消費額の拡大による地域経済の活性を図ります。

---

## 4. 商工業の振興

### 基本目標

関係団体との連携により、商工業の経営強化や企業の成長・発展を支えていくとともに、企業経営の安定化と新たな企業誘致による雇用の拡大と地域経済の活性化を図ります。

### 基本事業

#### (1) 関係団体との連携強化と商店街活性化の支援

町内商工業者に対する経営、金融、税務面等の指導・相談を通じて、経営の安定が図られるよう、中核団体である南三陸商工会や商店街等との連携を強化し、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組みます。

---

#### (2) 地域経済の活性と地元企業等の支援

金融機関との協力による支援策や町独自の支援制度の活用により、企業経営の安定向上を図ることで足腰の強い産業を育成し、雇用の確保と地域活性化を促進します。

また、産業の振興、雇用の拡大及び地域経済の活性化を図るため、企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進する等、受入体制の整備を推進します。

---

#### (3) 地元企業の持続的発展

町内の商業、工業、加工業、建設業等の持続的発展を支援するため、後継者・担い手、有資格者や技術者不足の解消と育成について、官民連携で取り組みます。

---

## 5. 雇用・起業対策

### 基本目標

若者を中心とする労働力不足に対して、IJU ターン者や中高年も含めた就業あっせんを行うとともに、高齢者の健康で生きがいのある生活に繋がる就業支援を行います。

### 基本事業

#### (1) 関係機関・企業連携による雇用の確保

町内企業における雇用の確保を図るため、若者の地元雇用や中高年の再雇用に繋がる就業あっせんを行うとともに、関係機関と連携した町内企業の紹介・情報発信等に取り組みます。

また、労働力を確保するための事業者の取り組みに対して、支援を行います。

---

#### (2) 高齢者の就業支援

高齢者の知識や技能を必要とする就業の提供体制を確立するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

---

#### (3) 若年労働者支援

IJU ターンも含めて、地元企業への就職を希望する新規学卒者等に対して、地元企業をはじめ各産業団体との連携強化による就業先の紹介、あっせんにより、若年者の雇用拡大を図ります。また、中学校や高等学校等との連携のもと、就業体験等を通じて若年者の就業意識の醸成に努めます。

---

### 1. 学校教育の充実

#### 基本目標

児童生徒の確かな学力と、豊かな人間性・社会性を育成するための教育を進めるとともに、全ての子どもたちが安心して学べる環境や、ふるさとへの愛着や誇りを高める教育等を通じて、未来を創造する力を持った人を育てます。

#### 基本事業

##### (1) 自立する力と確かな学力の育成

宮城県が推進する志教育に引き続き取り組み、その推進体制の整備を図ります。また、主体的な進路選択の支援や教育カリキュラムの充実、教職員の指導力の向上に取り組みます。

時代の要請に応じた ICT の利活用を積極的に推進し、情報リテラシー教育と情報モラル教育の推進を図ります。

---

##### (2) 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

豊かな人間性や社会性を育成するため、人権教育、道徳教育、福祉・環境教育を推進するとともに、体力・運動能力づくり、健康の維持向上に取り組みます。

スクールカウンセラー等の配置のほか、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制を整えながら、子どもの心のケア、いじめや不登校のない学校づくりに努めます。

---

##### (3) 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

障害のある児童生徒等への適切な対応やきめ細かな教育を行うとともに、学習支援の強化や就学相談の充実に努めます。

また、経済的な理由により、就学が困難と認められる小中学校の児童生徒がいる家庭に、就学援助費制度による支援を行います。

---

#### **(4) 特色ある学校づくりの推進**

国際化の進展に対応して、小中学校における外国語教育と国際理解教育の充実を図るとともに、地域の特性を生かした教育カリキュラムを充実させ、ふるさとの歴史や文化、産業、自然を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを高める教育活動を推進します。

基礎学力向上や個性の伸長、社会性の育成等を図るため、中高一貫教育やキャリア教育を推進し、地域・企業と連携した特色ある学校づくりに取り組みます。

---

#### **(5) 安全・安心な学校教育の推進**

安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設長寿命化計画等に基づいた教育施設の維持管理等を進めるとともに、災害時に避難所等となる小中学校の防災機能の向上を図ります。

また、震災の記憶や教訓の風化を防ぎ、伝承しながら命を守る防災教育を推進し、児童生徒の災害に対する知識と能力を育成します。

---

## 2. 生涯学習の推進

### 基本目標

町民の学習ニーズに応える生涯学習事業の実施や、社会教育団体等の育成支援を図るとともに、安定した社会教育活動の支援や学習環境の整備、指導者育成にも取り組み、生涯学習の推進体制の構築を進めます。

### 基本事業

#### (1) 生涯学習推進体制の整備・充実

より多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように、町民の学習ニーズに応じた学びができるよう、ホームページ等を通じた各種学習講座の情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、社会教育関係団体や指導者の育成・活動支援を行うとともに、地域の人材を学校教育活動に活用する等、家庭・地域・学校が協働する地域づくりを進めます。

---

#### (2) 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

地域の特色を生かした講座や教室を開催することにより、各世代間の交流を促進していきます。

また、次代を担う子どもたちには、町の郷土文化を学び、豊かな自然の大切さを再認識する機会を提供しながら、将来のまちづくりや地域活動を担う人材の育成に取り組めます。

さらに、総合学習における自然体験やボランティア活動等の体験的な学習の推進や、社会人・地域講師の活用と育成を図り、社会教育の連携と充実に取り組めます。

---



## 3. スポーツの振興

### 基本目標

生涯を通じてスポーツに親しみつつ、健康・体力を保持・増進することによって、町民が潤いと活力のある生活を実現することを目指します。

また、町民のスポーツやレクリエーション活動への参加機会を拡充し、だれもが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツや健康づくりに親しめる環境を整えます。

### 基本事業

#### (1) 生涯スポーツの推進

スポーツ交流村や平成の森、学校体育館等の施設において、スポーツ関連事業を開催し、町民の心と体の健康づくりに努めるとともに、地域づくりや仲間づくりを目指した各種大会・講習会を開催する等し、誰もが身近に生涯スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

また、プロスポーツを観戦する機会の提供等、町民が身近にプロスポーツに触れる機会をつくることで、スポーツを通じた教育・学びの場の創出に努めます。

---

#### (2) スポーツ団体・指導者の育成

関係団体との連携強化を図りながら、スポーツ団体や指導者を育成支援に取り組みます。また、中学校部活動の地域移行については、その動向を踏まえながら、地域の実情に応じ対応していきます。

---

#### (3) スポーツ施設の管理・運営の充実

スポーツ交流村や平成の森等において、引き続き指定管理者制度の活用等により、効率的かつ効果的な施設管理を行います。

---

## 4. 文化の継承と創造

### 基本目標

町民自らの芸術文化活動や、優れた芸術・伝統文化に触れる機会を充実するとともに、本町の貴重な文化財の保護・伝承活動を支援し、広く情報発信することで、歴史資源の保存・伝承意識の向上を図ります。

### 基本事業

#### (1) 芸術文化活動の推進

町内の芸術文化活動団体への支援や、優れた芸術・伝統文化に触れる機会を充実することにより、継続的な文化活動の担い手を育成するとともに、町民の文化に対する理解を深めます。

また、学校教育との連携等により、郷土の伝統文化の継承や更なる発展を図ります。

---

#### (2) 文化財保護活動の促進

町文化財の調査研究を進めるとともに、地域で行われている伝統文化の保護・伝承活動を支援していきます。

また、本町にはウタツギョリュウに代表されるように世界的に貴重な文化財もあることから、こうした財産の保存・伝承、そして広く情報発信する等し、歴史資源を生かしたまちづくりを推進します。

---

## 1. 健康づくりの推進

### 基本目標

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを基本としながら、町民、行政、保健・医療・福祉関係機関等が繋がりを持ってつくり上げていく、協働の健康づくりの推進を目指します。

### 基本事業

#### (1) 心と体の健康づくりの推進

健康づくりに関する各種事業や研修等の充実、心と体の健康づくりや疾病予防の知識を伝達し、町民の健康意識の向上を図ります。

また、民生委員児童委員や保健福祉推進員等に対する研修会を開催するとともに、心のケアに関する専門相談等の体制を整備していきます。

---

#### (2) 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

各種健診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気等の早期発見や予防体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業と連携しながら、生活習慣病予防教室の開催や特定保健指導等により、発症予防と重症化予防に努めます。

---

#### (3) 子どもの健やかな成長への支援

妊娠期からの切れ目のない支援により、心身にゆとりを持った出産・子育てと、親子の健康的な生活・食習慣の確立を支援します。

---

#### (4) 健康を支え合い、守るための環境整備

町内各地区における健康づくり事業等の実施を通じて、地域の健康課題認識に関する町民・行政との共有化を図ります。

また、健康づくりやコミュニティづくり、見守り等の活動を推進する地域リーダーの確保・育成に努め、町民の主体的な健康づくりを促します。

---

## 2. 地域医療の充実

### 基本目標

地域に密着したきめ細かな医療を提供していくため、地域内医療機関の役割分担の明確化と、各医療機関の連携強化により、医療水準向上を目指します。

### 基本事業

#### 地域医療提供体制の充実

町民の抱える多様な医療需要に対応するため、南三陸病院と町内の診療所間で役割を分担し、二次医療圏における病院間の機能分担等を進めます。また、地域の各医療機関における従事者の確保に努めます。

---

## 3. 高齢者福祉の推進

### 基本目標

全ての高齢者が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉や保健、生涯学習等の様々な分野が垣根を越えて連携し、地域全体で高齢者を支える環境づくりを目指します。

### 基本事業

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らしていくために必要な住まい・医療・介護・福祉・生活支援等が一体的に提供される体制づくりを推進します。

また、住民同士の支え合いを大切にし、介護予防と日常生活支援の総合的な事業展開を図るとともに、高齢者虐待の防止や認知症に関する理解を深め、専門職や地域住民が力を合わせて対応していきます。

---

#### (2) 高齢者の健康・生きがいつくりの推進

高齢者一人ひとりが健やかに生き生きと暮らせるよう、健康づくりや介護予防に関する意識啓発、主体的な取組への支援の充実を目指します。

また、高齢者の積極的な社会参加や地域活動を促進し、生きがいつくりの推進に努めます。

---

#### (3) 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して生活できるよう、必要な見守りや外出支援等を充実させるとともに、集い・通いの場等を通じた交流や居場所づくりを促進し、高齢者の閉じこもりや社会的孤立の防止を図ります。

---

## 4. 障がい者福祉の推進

### 基本目標

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### 基本事業

#### (1) 障がい者の自立支援事業の充実

障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、障がい者や保護者等の相談に応じ、きめ細やかな情報提供を行うとともに、保護者等の負担軽減や障がい者自身の自立を促すために必要な支援を行います。

また、南三陸町障害者計画等に基づく各種施策を展開し、障がい者の日常生活における自立と社会参加、就労支援等を行います。

---

#### (2) 在宅福祉サービスの充実

在宅障がい者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活の安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、南三陸町障害福祉計画等に基づく各種施策を展開し、社会参加や一人ひとりの生活に合わせた支援等を充実します。

---

## 5. 子育て支援の充実

### 基本目標

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目指します。

### 基本事業

#### (1) 子ども・子育て支援体制の充実

子育て家庭のニーズの多様化に対応するとともに、地域性を考慮した保育サービスの提供、小学生の学童保育・居場所づくりを進め、全ての家庭が安心して子育てができるよう、関係機関・地域・家庭との連携を強化し、子育て支援の環境整備を目指します。

また、子育て家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、その実現に向けた仕組み、体制、環境づくりを検討していきます。

---

#### (2) 子ども医療費等の助成

子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、18歳に達する日の属する年度末までの子どもの医療費に係る自己負担分について、助成を行います。

また、子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父の医療費に係る自己負担分についても、助成を行います。

---

#### (3) 子ども・子育て支援事業計画の推進

南三陸町子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を展開し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとともに、子どもと家族、そして地域社会がお互いに幸福感にあふれるまちづくりを目指します。

---

## 6. 地域福祉の充実

### 基本目標

住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、町、町民、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係機関が連携し、繋がり支え合いによる地域福祉活動を目指します。

### 基本事業

#### (1) 地域コミュニティによる地域福祉体制の充実

震災後の新たなコミュニティ形成の状況等を踏まえ、地域福祉活動に係る人材育成や活動の実践を促しつつ、社会福祉協議会や町内外のボランティア団体等と連携しながら、町民の主体的な地域福祉活動の定着や人にやさしい環境づくりに取り組みます。

---

#### (2) 福祉に対する相談・支援体制の充実

社会福祉協議会や民生委員児童委員等による地域での見守り・支援活動を推進するとともに、町民に寄り添った相談体制や生活困窮者への支援に取り組みます。また、相談、支援、サービスの提供に至る体制の一元化を図り、より専門的なソーシャルワーク機能の充実に努めます。

---

#### (3) 災害に備えた支援体制の構築

避難行動要支援者台帳制度の周知と登録者の拡充を図るとともに、民生委員児童委員、自主防災組織、警察・消防等の関係機関へ情報共有を図り、災害時における地域支援体制づくりを進めます。

また、平時からの関わり合いを大事にしながら、防災訓練等を通じて、要配慮者の避難行動の実効性を高めていきます。

---



### 1. 生活環境の整備

#### 基本目標

豊かな自然環境を維持しながら、復興まちづくりに基づく都市基盤を活かした土地の利活用と良好な生活環境を確保します。

#### 基本事業

##### (1) 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

町民の生活基盤の安定と地域活力の維持・向上を目指し、国土利用計画法の適切な運用等により、町全体の活力を持続するための事業展開と森・里・海の調和した土地利用を推進します。

---

##### (2) 特定区域の能動的な土地利用の誘導

三陸自動車道インターチェンジ周辺については、無秩序な土地利用の進行を抑制しつつ、立地特性を踏まえた効果的な土地利用を誘導していきます。

また、住宅の高台移転等により生じた低地部の未利用地については、引き続き効率的な土地利用の在り方を検討し、その利活用を進めます。

---

##### (3) 安全・安心の住環境整備

震災による被災者の住宅再建支援を継続するとともに、町営住宅の適正な維持管理や住宅・建築物安全ストック形成事業等により、災害に強く安全・安心な住環境整備を進めます。

---

##### (4) 健全で効率的な上下水道事業経営の推進

上下水道の施設について、適正な維持管理を行い「安全・安心」な水の供給に努めます。また、水道ビジョンや下水道経営戦略に基づき、健全で効率的な上下水道事業経営の推進を図ります。

---

## (5) 安心して遊べる公園等の維持管理

復興まちづくりにおいて整備された公園・広場については、誰もが安心して楽しめる憩いの場であることから、適正に維持管理していきます。

---

## 2. 交通ネットワークの充実

### 基本目標

利用者の利便性の向上を図るため、町内公共交通網の体系的な見直しや利用者ニーズへの対応等を継続的に行い、適切な公共交通手段を確保します。

### 基本事業

#### (1) 広域交通網の整備促進

三陸沿岸道路へのアクセス性向上等に資する関連町道の整備を進めるとともに、町域内の国・県道の未改修区間の対応について、引き続き要望してまいります。

---

#### (2) 適切な道路維持管理・整備の推進

町道や道路施設の適切な維持管理により、道路環境の保全、道路施設の安全確保や長寿命化を図るとともに、安全・安心な道路環境の形成に努めます。

---

#### (3) 公共交通網の充実

通勤・通学・通院・買い物等の観点から、高台住宅団地や中心市街地等の各主要拠点及び町内外とのアクセスの利便性を確保するため、計画的・体系的かつ持続的な公共交通網を再構築してまいります。

---

## 3. 資源循環型社会の形成

### 基本目標

地域の特徴を生かした持続的な地域社会生活の構築を目指し、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めます。

### 基本事業

#### (1) 公衆衛生活動の推進

町内の公衆衛生の維持・向上が図られるよう、関連施設の適正運営や公衆衛生に関する各種相談事業等を実施します。

---

#### (2) 廃棄物等の適正かつ効率的な処理の推進

一般廃棄物処理基本計画に基づく各種施策を展開するとともに、地区の衛生組合等と連携強化を図り、廃棄物等の適正かつ効率的な処理を推進していきます。また、3Rの推進やプラスチック資源循環促進法に基づく普及啓発活動を展開していきます。

---

#### (3) ごみ処理施設の整備・検討

町内の廃棄物処理施設の解体及びリサイクル施設の更新事業について、関係機関と連携しながら引き続き検討していきます。

---

#### (4) 環境美化活動の推進

町民や事業者等が自主的に行う環境美化活動を支援するとともに、自然愛護思想の普及を図ります。

---

#### (5) 資源循環型社会形成の推進

環境基本計画に基づく各種施策を展開するとともに、本町における資源循環型社会の形成を目指し、町民及び事業者への資源循環型社会に対する意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進します。

---

## **(6) 地球温暖化対策の推進**

みやぎ環境交付金の活用により、町内公共施設や公用車両の省エネルギー化を推進します。

また、南三陸町地球温暖化対策実行計画の見直しに併せて、クーリングシェルター（避暑施設）の設置を進めます。

---

## **(7) 河川・海域環境の保全**

河川・海域の水質汚濁を防止し、適切な水質を維持していくため、河川水・海域水の定期的な水質検査事業を実施します。

---

## **(8) 森林環境の保全**

森林が本来持っている水源涵養(かんよう)機能等の公益的機能を保全するため、保育や間伐等による森林環境の適切な維持管理に努めるとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組を展開していきます。

また、木や森林と触れ合い親しみを感じ、豊かな心を育てる木育活動の推進を図ります。

---

## 4. 消防・防災の充実

### 基本目標

町民一人ひとりが防災意識を高く持ち、地域や町民同士が協力し助け合う「共助」をより確かなものとするため、地域防災力の向上と防災リーダーの育成を目指します。

### 基本事業

#### (1) 総合的な防災・減災への取組

南三陸町地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト施策を有効に組み合わせながら、防災・減災の取組を推進していきます。

また、災害時受援計画の策定や原子力災害対策における防災広域避難等計画の見直しを行う等、実効性のある計画づくりを進めていきます。

---

#### (2) 自主防災意識の啓発と組織の育成

防災関係機関と連携を図り、平常時から町民への防災意識の啓発に努めます。

また、地域防災力を高める取組として、地域の防災リーダーの育成・養成、自主防災組織の設立や組織活動等について支援していきます。

---

#### (3) 防災組織等のネットワークの再構築

警察、消防、防災関係機関及び自主防災組織との防災ネットワークを構築し、平常時からの連携に加え、防災訓練等を通じた災害時の連携確認を行う等、防災ネットワークを強固なものにします。

---

#### (4) 救急救命体制の充実

救急時に迅速に対応するため、医療機関及び広域消防との連携強化とともに、救急救命体制の充実を図ります。

---

#### (5) 消防団の存続と消防施設・設備の充実

地域防災力の中核となる消防団が、将来にわたり存続できるよう、団員の加入促進や地域の実情に応じた再編等、必要な取組を実施します。

また、消防施設・設備等の整備を計画的に進めます。

---

## **(6) 防火意識の啓発と活動支援**

防火意識の向上を図るため、広報、啓発イベントの実施とともに、関係機関との連携による火災予防活動を推進します。

---

## 5. 交通安全・防犯対策の推進

### 基本目標

交通事故防止や防犯に関する町民意識の向上とともに、高齢者や幼児、児童、生徒等の交通弱者に対する安全確保や犯罪防止対策をより一層進めていきます。

### 基本事業

#### (1) 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

町民の交通安全に関する意識向上のための各種広報活動を行います。特に、児童・生徒の登下校時の交通安全意識の強化に向けた指導に努めます。

また、交通安全対策を効果的・効率的に推進するため、関係団体との連携・支援を図りながら、各種事業を展開します。

---

#### (2) 交通安全施設の計画的な整備

歩行者や交通量が多く危険性の高い道路、通学路等に対する交通安全施設（カーブミラー等）の整備を計画的に進めます。

---

#### (3) 地域防犯体制の強化と犯罪被害者への支援

犯罪の発生抑止や防犯意識の向上を図るため、関係団体との連携強化や町民への意識啓発活動に加え、防犯対策事業の強化に努めます。

また、南三陸町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に対する相談・支援等を関係機関と連携して実施します。

---

#### (4) 通学路の安全確保対策

児童・生徒の通学時における安全確保のため、通学路における防犯関連施設の整備を推進するとともに、地域及び関連団体と連携した交通安全活動を行います。

---



## 1. 協働のまちづくりの推進

### 基本目標

住民自治意識の高揚を図りながら、自立したコミュニティ形成に向けた団体の育成とその活動を支援し、こうした活動への住民参加を促すとともに、地域の担い手となるまちづくりリーダーの人材育成に取り組みます。

### 基本事業

#### (1) 協働のまちづくりの推進

まちづくりは、行政と町民が一体となって進めるものであることを再確認し、そのための仕組みづくりと、住民自治意識の高揚に努めます。

町民同士の繋がりが深まり、協調・連携して安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域の自立促進、新しいコミュニティ形成につながる活動を支援します。

また、参加と協働が活発なまちづくりを推進するため、住民有志による団体やボランティア団体等が企画立案し、主体的に行う活動を支援するとともに、こうした活動を通じて、これからのまちづくりリーダーの育成・養成に取り組みます。

---

#### (2) 地域コミュニティの構築・発展

町民が主体的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、地域課題を自ら解決することのできる主体性・持続性のある地域コミュニティ活動を促進していきます。

---

#### (3) ボランティア・NPO 団体等によるまちづくり活動の促進

自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織やNPO 団体等を積極的に受け入れ、効果的に連携していくとともに、まちづくり活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。

---

#### **(4) 各種イベント等への参画機会の創出**

各種イベントやまちづくり活動等の各ステージにおいて、町民が交流する機会を創出し、ふるさと意識の共有を促進していくとともに、「南三陸町に行ってみよう」と思える特色あるイベント開催を推進していきます。

また、活力ある豊かなふるさととしての良好な環境づくりを行っていきます。

---

#### **(5) 移住・定住の促進**

若い世代を中心として、都市圏への人口流出や町内産業等の担い手不足等が深刻な問題となっていることから、移住・定住促進のための仕組みづくりや受入環境の整備を進め、将来にわたって持続可能なまちづくりを担う移住や IJU ターンを加速させ、人口の拡大と地域の活性化を図ります。

---

## 2. 交流・人権文化の推進

### 基本目標

地域における多文化共生社会の形成に向けて、国際交流団体等との連携や人材育成、情報発信を行うとともに、全国の自治体をはじめとして産業経済・教育文化等の多方面にわたる地域間交流を行います。

### 基本事業

#### (1) 国際交流環境の充実

国際理解を深め、国籍や民族にかかわらず互いの人権を尊重し、生活していく多文化共生社会の形成を目指して、関連団体や教育、観光部門等との連携のもと、広い視野を持ち国際感覚に優れた人材を育成するとともに、町民による様々な国際交流活動への支援や、海外出身者に対する各種情報提供等を実施していきます。

---

#### (2) 地域間交流の推進

友好町である山形県庄内町との友好町交流事業の継続や、震災をきっかけに関わりを持った全国の自治体や大学等との交流、町の地域資源を活用した産業経済等の多方面にわたる地域間交流を活発化します。

また、プロスポーツチームとの連携による交流イベントの開催を通じて、地域の活力創出や広域からの観光客の誘客につなげます。

---

#### (3) 働き方の柔軟化・多様化の推進

町内の各事業所及び役場において、性別を問わず誰もがその意志に応じて働き方を選択できるよう、多様で柔軟な就労環境を推進するとともに、そのための学習機会や情報の提供並びに啓発活動を進めます。

---

## 3. 広域連携の推進

### 基本目標

周辺自治体との連携が必要な諸課題について、効果的な連携体制を構築するとともに、災害時相互応援協定等に基づく広域的な連携体制の確立や自治体間交流ネットワークを構築します。

### 基本事業

#### 広域的な連携への積極的対応

町民生活に関わる広域的な諸課題への対応策を関係自治体と検討していくとともに、近隣市町をはじめとした周辺自治体との効果的な連携について模索し、行財政経営の効率化に結びつけていきます。

また、災害時相互応援協定を締結した各団体との連携や自治体間交流を継続的なものとし、人、物資の交流をきっかけとしたネットワークの構築につなげていきます。

---

## 4. 適切な行財政運営

### 基本目標

行政事務事業の合理化や安定的な財源確保による持続的な行財政運営に努めるとともに、民間との連携による公共サービスの効率化、多様な手法による広聴広報の展開、職員の能力向上と柔軟な組織体制、DX化等の新たな行政システムの導入を進めます。

### 基本事業

#### (1) 持続可能な行政運営の確立

行政ニーズの多様化・複雑化が進む中で、行政事務の合理化に向けて、行政評価制度に基づく適切な事務事業の見直しを行います。

また、公共施設及びインフラの持続可能な運営を目指し、指定管理者制度の活用に努めます。

---

#### (2) 財源の安定的確保

町の自立した行財政運営のために、重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、租税負担の公平性の維持に努めます。

また、安定的な財源確保に向けて税務関係機関との連携強化を進めるとともに、ふるさと納税制度を通じた自主財源の確保を図ります。

---

#### (3) 持続的で安定的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、将来にわたり安定と自立により各種事業を展開していくため、中長期的な財政計画を策定し、適正な財政分析の下、計画的な財源の確保及び効率的配分に努めるとともに、財政の透明性を高めるために、住民に対する情報提供を進めていきます。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の大規模修繕のピークを前後に振り分け予算の平準化に努めるなど、財政計画と連動した計画的な公共施設の維持・管理を進めるとともに、公有地の有効活用を積極的に進めます。

---

#### (4) PPP の推進

様々な分野において、持続可能で町民満足度の高い公共サービスを実現するために、民間事業者からの行政との連携提案等も積極的に受け入れつつ、本町に適した PPP\*を推進します。

---

#### (5) 行政情報提供の促進

町広報紙の発行に加え、町ホームページや SNS 等を活用したタイムリーな行政情報の発信や、その他時代に即したあらゆる媒体を活用することによって、町内全体での情報の共有化を推進します。

加えて、災害時にも強い情報発信インフラの整備を進めるとともに、東日本大震災の記録と教訓を広く国内外に発信するため、関連アーカイブの構築と情報発信を進めます。

---

#### (6) 公聴活動の推進

特色のあるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会を確保する観点から、「町長出前トーク」等により町民の意見等を効果的に町政に反映させる仕組みづくりを行います。

---

#### (7) 適正な人事管理の推進

人事管理の基礎となる人事評価制度を導入し、面談等を通じた職員個人の目標管理を的確に行うことにより、職員の主体的な能力開発や組織力の向上を図ります。

また、職員配置の適正化を図るとともに、中途退職や定年退職の増加に伴う適切な人員確保に向けた定員管理計画の見直しを行います。

---

#### (8) 職員の公務遂行能力の向上

複雑かつ高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる職員や専門的能力を有する職員を育成し、常にやりがいと向上心を持てるよう、職員研修の充実に努めます。

また、職員の育成と関係機関との連携体制の緊密化を図るために、他の地方公共団体との人事交流に取り組みます。

---

※PPP : Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

## **(9) 柔軟な組織体制の構築**

新たな行政課題や多様化・複雑化している住民ニーズに対して、行政・民間・町民等が一体となって取り組んでいくために、柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築します。

---

## **(10) DX 化の推進**

行政サービスの向上や自治体業務の効率化、人的・財政的な負担軽減を図るため、自治体 DX を推進するとともに、社会・地域の課題解決に向けた取組の一つとして、官民連携による DX を推進します。

---